

2017年4月

仮想通貨交換業登録申請について

平成28年5月25日に成立した「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」により、「資金決済に関する法律」（「資金決済法」）が改正され、以下の行為のいずれかを業として行う（「仮想通貨交換業」）ためには、内閣総理大臣の登録を受けることが義務付けられました。

- ① 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
- ② 上記①に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 上記①又は②の行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること

無登録で仮想通貨交換業を行った者や、不正の手段により登録を受けた者に対しては、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととなります（資金決済法107条2号及び5号）。

Bitcoin（ビットコイン）、Ethereum（イーサリアム）、Ripple（リップル）、Dash（ダッシュ）、Litecoin（ライトコイン）その他の仮想通貨について上記①乃至③の行為を業として行う場合には、仮想通貨交換業の登録が必要となります。

登録申請の際に提出すべき主要な書類のリストと、登録要件（資金決済法第63条の5においては登録拒否要件として定められております。）を次ページ以降にまとめております。登録申請の際の提出書類の記載方法や、登録要件の具体的な内容については、金融庁の事務ガイドライン（仮想通貨交換業関係）等を踏まえた専門的な検討が必要となります。

当事務所では、仮想通貨交換業の登録申請の代理業務を行うとともに、これらの点に関する実務的なアドバイスを提供しております。お問い合わせ等ございましたら、下記の連絡先までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

電話：03-4405-9210（代表電話）

Email：VirtualCurrency@kaynex-law.com

<登録申請の際の提出書類>

1	登録申請書
2	登録申請者が登録拒否事由(資金決済法第 63 条の 5 第 1 項各号)に該当しないことの誓約書
3	取締役、監査役、会計参与、外国仮想通貨交換業者にあつては国内における代表者(以下「取締役等」)の住民票の抄本 [取締役等が外国人である場合] 在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本
4	取締役等が成年被後見人、被保佐人及び破産者等に該当しないことの証明書 [取締役等が外国人である場合] 取締役等が成年被後見人、被保佐人及び破産者等に該当しないことの誓約書
5	取締役等の履歴書又は沿革
6	株主名簿
7	定款
8	登記事項証明書
9	[外国仮想通貨交換業者である場合] 外国の法令の規定により当該外国において仮想通貨交換業の登録と同種類の登録を受けた者であることを証する書面
10	最終の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面 (新設法人の場合には、開設時の貸借対照表)
11	[会計監査人設置会社の場合] 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面
12	事業開始後 3 事業年度における仮想通貨交換業に係る収支の見込みを記載した書面
13	取り扱う仮想通貨の概要を説明した書類
14	仮想通貨交換業に関する組織図(内部管理に関する業務を行う組織を含む。)
15	仮想通貨交換業を管理する責任者の履歴書
16	仮想通貨交換業に関する社内規則
17	利用者と取引を行う際に使用する契約書類
18	仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書
19	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
20	その他参考となる事項を記載した書面

<登録要件>

- ① 組織要件
株式会社又は国内に営業所を有し、国内に代表者を置く外国仮想通貨交換業者であること
- ② 財産要件
仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有することとして、(ア)資本金が 1000 万円以上であること及び(イ)純資産額(貸借対照表上の資産額から負債額を控除した額)が負の値でないこと
- ③ 業務遂行体制要件
仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていること
- ④ 法令遵守体制要件
仮想通貨法の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていること
- ⑤ 商号要件
他の仮想通貨交換業者が使用している商号・名称同一又は類似のものを用いないこと
- ⑥ 他事業要件
他に行う事業が公益に反しないこと

本レターに記載する内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありませんので御留意ください。